



ご存じですか？

# 町県民税(個人住民税)の 計算方法



個人住民税(町民税と県民税)は、ことしの1月1日現在、町内に居住し、前年中(平成21年の1月から12月まで)に一定の所得があった方に課税されます。その税額は①の「所得割額」と②の「均等割額」との合計額となります。

## ① 個人住民税の所得割額は次の方法で計算します

1. 収入金額－必要経費＝所得金額
2. 所得金額－所得控除＝課税標準額
3. 課税標準額×税率－(税額控除)＝所得割額

※税率は、平成19年度から一律10%です。(町6%、県4%)  
※税額控除は、税源移譲などに伴い税負担を軽減するものです。  
注：個人住民税は、所得税を計算する場合の控除額とは異なる場合があります。  
例：基礎控除は、所得税は38万円、個人住民税は33万円です。  
生命保険料控除額は、所得税で5万円の場合には、個人住民税では3万5千円です。

## ② 均等割額は、原則として所得金額が28万円超の方には課税されます

1. 均等割額は、4,500円(町3,000円+県1,500円)です。

※県の均等割額のうち500円は「水とみどりの森づくり税」です。

課税内容の詳細については、お問い合わせください。

**問い合わせ先** 役場税務課住民税係  
☎ 286-3111 内線 141・142・355

### 国民健康保険税の納税通知書は 7月15日ごろにお送りします。

本年度(平成22年4月以降に加入された方を含む)の保険税額は7月に決定しますので、第3期以降の8回分をまとめて7月15日ごろに送付します。

## 第60回 社会を明るくする運動

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

罪を犯した人や非行のある少年も私たちの地域社会で暮らす一人です。矯正施設等で罪を償い、または教育を受けることとなった人も、いずれは改善更生して社会に復帰し、私たちと同じ地域社会の一員として、より良い社会の実現を担う立場にあります。

立ち直ろうとするこれらの人たちの意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが不可欠であり、関係機関・団体をはじめ民間団体等の、組織を超えた連携および協力が求められます。

本町でも「社会を明るくする運動」強調月間に合わせ、啓発活動の一環として保護司会による啓発パレード等が実施されます。

### 問い合わせ先

第60回社会を明るくする運動熊本県推進委員会事務局(熊本保護観察所内) ☎ 366-8080

